

小規模事業者持続化補助金 交付要綱

平成26年2月26日制定

平成26年4月28日改正

全国商工会連合会

(通則)

第1条 小規模事業者持続化補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）ならびにその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「地方事務局」、「補助事業者」、「補助事業」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「地方事務局」とは、全国商工会連合会からの委託に基づき、本事業の地方事務局となっている各都道府県商工会連合会をいう。
- (2) 「補助事業者」とは、地方事務局が補助金の公募を行い、別に定める審査基準に基づく審査で採択した小規模事業者をいう。
- (3) 「補助事業」とは、小規模事業者持続化補助金事業をいう。

(補助金交付の目的)

第3条 補助金は、補助事業者が行う補助事業に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者が、持続的な経営に向け、経営計画に基づいて取り組む、創意工夫を凝らした地道な販路開拓等を支援し、地域の原動力となる小規模事業者の活性化を図ることを目的とする。

(交付の対象および補助率)

第4条 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、補助事業者が行う販路開拓等の補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として地方事務局が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。
- 3 補助率は3分の2以内とする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「小規模事業者持続化補助金交付申請書」に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、地方事務局に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものに

については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 地方事務局は、補助金の交付の決定に当たっては、決定額の上限を1事業あたり50万円とする。ただし、①雇用を増加させる取組、②従業員の処遇改善に取り組む事業者については、決定額の上限を1事業あたり100万円とする。

2 地方事務局は、前条第1項の規定による小規模事業者持続化補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、様式第2による「小規模事業者持続化補助金交付決定通知書」を補助事業者に通知するものとする。

3 前条第1項の規定による補助金交付申請書を受領してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

4 地方事務局は、第2項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

5 地方事務局は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

6 地方事務局は、第2項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、小規模事業者持続化補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、様式第3による「小規模事業者持続化補助金交付申請取下届出書」を地方事務局に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了(第12条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、地方事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(内容または経費の配分の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ様式第4による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を地方事務局に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りではない。

2 地方事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、または条件を付することができる。

(契約等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適當である場合は、指名競争に付し、または随意契約によることができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第6条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を地方事務局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社または中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 地方事務局長が第16条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が地方事務局長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条または動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、地方事務局長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、補助事業者または債権を譲り受けた者が民法第467条または債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、地方事務局長は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 地方事務局長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、または譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書きに掲げる者以外への譲渡またはこれへの質権の設定その他債権の帰属ならびに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 地方事務局長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、地方事務局長が行う弁済の効力は、地方事務局長の規定に基づき、地方事務局長が支払の命令を行ったときに生ずるものとする。

(中止または廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の全部もしくは一部を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書」を地方事務局長に提出して、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の事故報告書」を地方事務局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行および収支の状況について、地方事務局長の要求があったときは、速やかに様式第7による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業遂行状況報告書」を地方事務局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了（第12条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日または当該年度の2月10日のいずれか早い日までに、様式第8による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書」を地方事務局に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 地方事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による「小規模事業者持続化補助金に係る補助金精算払請求書」を地方事務局に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに地方事務局に報告しなければならない。

2 地方事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第19条 地方事務局は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第20条 地方事務局は、第12条の補助事業の全部もしくは一部の中止もしくは廃止の申請があった場合または次の各号の一に該当する場合には、第6条第2項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく地方事務局の処分もしくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 地方事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 地方事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第18条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第21条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11-1による「取得財産等管理台帳」を備え管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に様式第11-2による「取得財産等管理明細表」を添付しなければならない。
 - 4 地方事務局は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第22条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号および第5号の規定に基づき地方事務局が定める処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品およびその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、地方事務局が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による「取得財産の処分承認申請書」を地方事務局に提出して、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(産業財産権等に関する報告)

- 第23条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第13による「産業財産権等取得等届出書」を地方事務局に提出しなければならない。

(収益納付)

- 第24条 地方事務局は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。

(補助事業において取得した個人情報の取扱い)

- 第25条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつ

て、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 個人情報を第三者（前項に該当する場合を除く。）に提供し、またはその内容を知らせること。
 - (2) 個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、または改変すること。
- 3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、地方事務局に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置および本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告し、地方事務局の指示に従わなければならない。
- 5 補助事業者は、個人情報以外に、自ら収集または作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととする。

（その他必要な事項）

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、地方事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月28日から施行する。ただし、小規模事業者持続化補助金第1次公募・第1次受付分については、従前の規定を適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費の区分
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

様式および別紙一覧

- 様式第 1 小規模事業者持続化補助金交付申請書
- 別紙 1 補助事業計画書
- 別紙 1 ー参考 補助対象経費
- 様式第 2 小規模事業者持続化補助金交付決定通知書
- 様式第 3 小規模事業者持続化補助金交付申請取下届出書
- 様式第 4 小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書
- 別紙 2 経費の配分の変更
- 様式第 5 小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書
- 様式第 6 小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の事故報告書
- 様式第 7 小規模事業者持続化補助金に係る補助事業遂行状況報告書
- 様式第 8 小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書
- 別紙 3 支出内訳書
- 別紙 4 収益納付に係る報告書
- 様式第 9 小規模事業者持続化補助金に係る補助金精算払請求書
- 様式第10 平成 2 6 年度消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書
- 様式第11ー 1 取得財産等管理台帳
- 様式第11ー 2 取得財産等管理明細表
- 様式第12 取得財産の処分承認申請書
- 様式第13 産業財産権等取得等届出書

(様式第1)

平成 年 月 日
発番 号

_____商工会連合会 会長 殿

住 所
名 称
代表者氏名 (代表者の役職・氏名)

印

小規模事業者持続化補助金交付申請書

小規模事業者持続化補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、別記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的および内容
(別紙1) 補助事業計画書のとおり
2. 補助事業の開始日および完了予定日
交付決定日～平成 年 月 日
3. 補助対象経費
(別紙1) 補助事業計画書のとおり
4. 補助金交付申請額
(別紙1) 補助事業計画書のとおり
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
6. 消費税の適用に関する事項 (該当するもの一つに○)
課税事業者 / 免税事業者 / 簡易課税事業者
7. 補助事業の経理担当者の役職名・氏名
(役 職) □□ □□

(別紙1)【様式第1：補助金交付申請書に添付】

補助事業計画書

<事業者の概要>

従業員	人	主たる業種	
資本金	円	創業・設立年月	年 月
連絡担当者	役職	氏名	
	住所	(〒 -)	
	電話番号	E-mail アドレス	
	携帯番号		

1. 補助事業の内容

1. 補助事業で行う事業名
2. 補助事業の具体的内容
3. 補助事業の効果

※欄が足りない場合は追加で書類を提出できます。

2. 経費明細表

(単位：円)

経費区分	内容・必要理由	経費内訳 (単価×回数)	補助対象経費 (税抜)
(1) 補助対象経費合計			
(2) 補助金交付申請額 (1) × 補助率 2/3 以内			

※ (2) の上限は50万円 (雇用を増加させる場合、または従業員の処遇改善に取り組む事業者は100万円)

※以下のいずれかに該当する場合には、にチェックを入れてください。

- 雇用を増加させる取り組みを行う事業者
 従業員の処遇改善に取り組む事業者

3. 資金調達方法

<補助対象経費の調達一覧>

区分	金額 (円)	資金調達先
自己資金		
補助金 (※1)		
金融機関からの借入金		
その他		
合計額 (※2)		

<補助金相当額の手当方法>

区分	金額 (円)	資金調達先
自己資金		
金融機関からの借入金		
その他		
合計額		

※1 補助金額は、2. 経費明細表 (2) 補助金交付申請額と一致させること。

※2 合計額は、2. 経費明細表 (1) 補助対象経費合計と一致させること。

※3 補助事業が終了してからの精算となりますので、その間の資金の調達方法について、ご記入ください

(1. から 3. の各項目について記載内容が多い場合は、行数を適宜増やしてください。)

(別紙1－参考)

小規模事業者持続化補助金 補助対象経費

経費区分	内容
1. 機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
2. 広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
3. 展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
4. 旅費	事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー等参加は除く）や各種調査を行うため、および販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）のための旅費
5. 開発費	新商品の試作品開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
6. 資料購入費	事業遂行に必要不可欠な図書等を購入するために支払われる経費
7. 雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費
8. 借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
9. 専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
10. 専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
11. 委託費	上記1. から10. に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費 （市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）
12. 外注費	上記1. から10. に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費 （店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）

(様式第2)

発番 号
平成 年 月 日

殿

_____商工会連合会
会 長 印

小規模事業者持続化補助金交付決定通知書

小規模事業者持続化補助金交付要綱第5条第1項の規定により、平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました小規模事業者持続化補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので、同要綱第6条第2項の規定により通知します。

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成26年 月 日付け第 号をもって申請のあった、小規模事業者持続化補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助対象経費および補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費および補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3. 補助金の額の確定は次によるものとする。
補助金の確定額は、補助対象経費の実支出の2/3または配分された補助金の額のいずれか低い額とする。
4. 小規模事業者持続化補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条第1項ただし書に規定する「別に定める軽微な変更」とは、次の各号に定める場合の変更をいう。
 - (1) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。
 - (2) 補助事業の経費の配分
交付要綱の別表（第4条関係）に記載された「補助対象経費の区分」相互間において、いずれか低い方の20%以内の変更をしようとする場合。

5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律および同法施行令、中小企業庁の定める「地域力活用市場獲得等支援事業費補助金実施要領」、および交付要綱で定めるところに従わなければならない。
6. 補助金に係る消費税および地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

(様式第3)

平成 年 月 日
発番 号

_____商工会連合会 会長 殿

住 所
名称および
代表者の氏名 (役 職) 印

小規模事業者持続化補助金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった小規模事業者持続化補助金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、小規模事業者持続化補助金交付要綱第7条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 補助事業の名称

2. 交付申請の取下理由

(様式第4)

発番 号
平成 年 月 日

_____商工会連合会 会長 殿

住 所
名称および
代表者の氏名 (役 職) 印

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、小規模事業者持続化補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

経費の配分の変更については、(別紙2)「経費の配分の変更」のとおり

(別紙2)【様式第4：補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書に添付】

経費の配分の変更

(単位：円)

経費区分	補助対象経費		負担区分			
	金額		補助金額		自己負担額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
1. 機械装置等費						
2. 広報費						
3. 展示会等出展費						
4. 旅費						
5. 開発費						
6. 資料購入費						
7. 雑役務費						
8. 借料						
9. 専門家謝金						
10. 専門家旅費						
11. 委託費						
12. 外注費						
合 計						

(様式第5)

平成 年 月 日
発番 号

_____ 商工会連合会 会長 殿

住 所
名称および
代表者の氏名 (役 職) 印

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の中止(廃止)申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった上記補助事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、小規模事業者持続化補助金交付要綱第12条の規定により承認を申請します。

記

1. 中止(廃止)の事業名
2. 中止(廃止)の理由
3. 補助事業中止の期間

(様式第6)

平成 年 月 日
発番 号

_____ 商工会連合会 会長 殿

住 所
名称および
代表者の氏名 (役 職) 印

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の事故報告書

小規模事業者持続化補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付および番号も記載のこと。)
小規模事業者持続化補助金事業
(平成 年 月 日交付決定 第 号)
2. 補助金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
3. 事故の原因および内容
4. 事故に係る金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
5. 事故に対して取った措置
6. 業務の遂行と完了日の予定
7. 事故が業務に及ぼす影響

(様式第7)

平成 年 月 日
発番 号

_____商工会連合会 会長 殿

住 所
名称および
代表者の氏名 (役 職) 印

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業遂行状況報告書

小規模事業者持続化補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付および番号も記載のこと。)
小規模事業者持続化補助金事業
(平成 年 月 日交付決定 第 号)
2. 補助金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
3. 実施した補助事業の概要
 - (1) 事業者名
 - (2) 事業名
 - (3) 事業の概要
 - i) 具体的内容
 - ii) 本事業の進め方イメージ
 - (4) ●月末現在の実施状況
(①当初計画の内容、②当初計画の実施状況、③直面した課題とその対応状況、の3点について記入)
 - (5) ●月末現在の事業経費の状況
・支出内訳書 (別紙)
 - (6) 本補助事業がもたらす効果等
 - (7) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

(様式第8)

平成 年 月 日
発番 号

_____商工会連合会 会長 殿

住 所
名称および
代表者の氏名 (役 職) 印

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業実績報告書

小規模事業者持続化補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付および番号も記載のこと。)

小規模事業者持続化補助金事業
(平成 年 月 日交付決定 第 号)

2. 事業期間

開始 平成 年 月 日
終了 平成 年 月 日

3. 実施した補助事業の概要

(1) 事業者名

(2) 事業名

(3) 事業の具体的な取組内容

(4) 事業成果 (概要)

(5) 事業経費の状況

・支出内訳書 (別紙3)

(6) 本補助事業がもたらす効果等

(7) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

【注】「雇用を増加させる取組」により50万円を超える補助金の交付を受けようとする場合には、当該新規雇用者にかかる①「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」(年金事務所等の受付印押印済み)の写し及び②健康保険証の写しを、確認のため添付してください。

(別紙3)【様式第8：実績報告書に添付】

支出内訳書

(単位：円)

経費区分	補助対象経費	負担区分	
	金額	補助金額	自己負担額
1. 機械装置等費			
2. 広報費			
3. 展示会等出展費			
4. 旅費			
5. 開発費			
6. 資料購入費			
7. 雑役務費			
8. 借料			
9. 専門家謝金			
10. 専門家旅費			
11. 委託費			
12. 外注費			
合 計①			

控 除 額	—		—
合 計② (①－控除額)	—		—

*円未満は切り捨て。

*控除額には、別紙4の納付額(F)を記入(別紙4の納付額(F)に記載のない場合には、控除額および合計②の記入は不要)。

(別紙4)【様式第8：実績報告書に添付】

収益納付に係る報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、補助事業期間内における事業化等の状況について、小規模事業者持続化補助金交付要綱第24条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の成果の事業化等の有無

- | | | |
|------------------------|---|---|
| 1. 補助事業の成果の事業化 | 有 | 無 |
| 2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定 | 有 | 無 |
| 3. その他補助事業の実施により発生した収益 | 有 | 無 |

計画名	補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係る収益額 (C)	収入額 (D) 除外額 (E)	納付額 (F)
				収入額	
				除外額	

【記載注意事項】

- (1) 1. ～ 3. において全て「無」の場合には、上記欄への記入は不要。
- (2) 「補助金額 (A)」は、別紙1の支出内訳書に記載の補助金額合計①をいう。
- (3) 「補助事業対象経費 (B)」とは、別紙1の支出内訳書に記載の補助対象経費金額合計①をいう。
- (4) 「補助事業に係る収益額 (C)」とは、補助事業期間における当該事業の収益額をいう。
収益額 (C) = 補助事業の収入 (D) - 除外額 (E)
なお、(C) がゼロまたはマイナスの場合には (C) にゼロと記載する。
- (5) 「除外額 (E)」とは、事業実施にあたり、別紙1の自己負担額以外で支出した額をいう。
- (6) 納付額 (F) = 収益額 (C) × 補助金額 (A) / 補助対象経費 (B)
なお、収益があがっていない場合においては、ゼロで記載すること。

(注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

(様式第9)

発番 号
平成 年 月 日

_____商工会連合会 会長 殿

住 所
名称および
代表者の氏名 (役 職) 印

小規模事業者持続化補助金に係る補助金精算払請求書

補助金を下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付および番号も記載のこと。)
小規模事業者持続化補助金事業
(平成 年 月 日交付決定 第 号)

2. 請求金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)

_____円

3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義 (ひらがな)
*当該口座の預金通帳の表紙コピーを添付すること。

(様式第10)

平成 年 月 日
発番 号

_____ 商工会連合会 会長 殿

住 所
名称および
代表者の氏名 (役 職) 印

平成26年度消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書

小規模事業者持続化補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額 (地方事務局が確定通知書により通知した額) | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税および地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税および地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 (3 - 2) | 円 |

- (注) 1) 別紙として積算の内訳を添付すること。
2) 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8%相当額が消費税および地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

(様式第 1 1 - 1)

取得財産等管理台帳

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管場所	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が本交付要綱第 2 2 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

(様式第 1 1 - 2)

取得財産等管理明細表

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管場所	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が本交付要綱第 2 2 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

(様式第12)

平成 年 月 日
発番 号

_____商工会連合会 会長 殿

住 所
名称および
代表者の氏名 (役 職) 印

取得財産の処分承認申請書

小規模事業者持続化補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、小規模事業者持続化補助金交付要綱第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 品目および取得年月日
2. 取得価格および時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由

(様式第13)

平成 年 月 日
発番 号

_____商工会連合会 会長 殿

住 所
名称および
代表者の氏名 (役 職) 印

産業財産権等取得等届出書

小規模事業者持続化補助金交付要綱第23条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業計画の名称
2. 交付決定日
3. 開発項目
4. 出願国
5. 出願に係る工業所有権の種類
6. 出願日
7. 出願番号
8. 出願人
9. 代理人
10. 優先権主張